

消 防 消 第 112 号  
令 和 5 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁 消防・救急課長  
（ 公 印 省 略 ）

消防広域化推進アドバイザー派遣要綱の改正について（通知）

平素から、消防防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、消防の広域化を積極的に支援するため、平成 18 年度に、消防広域化推進アドバイザー派遣要綱（以下「派遣要綱」という。）を定め、これに基づき、消防の広域化又は連携・協力（高機能消防指令センターの共同運用）の実績がある消防本部の中から、消防の広域化又は連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、都道府県や消防本部からの依頼に基づき派遣を行う「消防広域化推進アドバイザー制度」を運用しているところですが、この度、派遣要綱を別添 1 及び別添 2 のとおり改正いたしました。

消防広域化推進アドバイザー制度は、派遣費用は消防庁が負担するとともに、別添 3 のとおり、これまで都道府県が主催する広域化に関する勉強会、消防学校における専科教育、消防本部間のワーキンググループの場において、消防の広域化又は連携・協力の効果及びその具体的方策を助言、情報提供する等、様々な場面において活用されております。

派遣を受けた団体からは、本制度を活用したことにより、消防の広域化又は連携・協力の実現につながったという御意見も頂いていることから、貴団体におかれましても、本制度の積極的な活用を御検討いただくようお願いします。

管内の消防本部に対しても、これらについて周知いただきますようお願いいたします。

【担当】

消防庁 消防・救急課 広域化推進係  
谷川係長、小泉事務官  
〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2  
電 話 03-5253-7522（直通）  
ファクシミリ 03-5253-7532  
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

## 消防広域化推進アドバイザー派遣要綱

### (目的)

第1条 消防の広域化を積極的に支援するため、消防広域化推進アドバイザー制度を設け、消防広域化推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣に当たり、必要事項を定めるものとする。

### (アドバイザーの任務)

第2条 アドバイザーは、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

### (アドバイザーの委嘱)

第3条 消防庁消防・救急課長がアドバイザーを委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (アドバイザー派遣の対象団体)

第4条 アドバイザーの派遣の対象は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣対象団体」という。）とする。

### (アドバイザーの派遣手続き)

第5条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣の調整を依頼するものとする。

第6条 消防庁は、派遣対象団体からアドバイザー派遣の調整の依頼があったときは、必要と認められる専門分野のアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーが所属する団体に派遣を依頼する。

第7条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、消防庁に報告するものとする。

### (アドバイザーの派遣経費)

第8条 アドバイザーの派遣に要する経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣対象団体との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月12日から施行するものとする。

この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、平成27年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

別紙様式 1

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 様

(都道府県名) \_\_\_\_\_

(対象団体名)

## 消防広域化推進アドバイザー派遣調整依頼書

- 1 派遣を希望する日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分 ～ 時 分まで
- 2 派遣を希望する場所
- 3 依頼内容
- 4 担当者等
  - (1) 担当課・担当者
  - (2) 連絡先

消 防 消 第            号  
令 和    年    月    日

様

消防庁消防・救急課長  
(公印省略)

### 消防広域化推進アドバイザーの派遣について（依頼）

消防広域化推進アドバイザー派遣要綱に基づき、（対象団体名）から別紙のとおり消防広域化推進アドバイザーの派遣の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

#### 記

- 1 派遣を依頼するアドバイザーの氏名
  
- 2 派遣を依頼する日時  
令和    年    月    日（ ） 時 分 ～ 時 分まで
  
- 3 派遣を依頼する場所
  
- 4 依頼内容

別紙様式 3

令和    年    月    日

消防庁消防・救急課長    様

(都道府県名) \_\_\_\_\_

(対象団体名) \_\_\_\_\_

## 消防広域化推進アドバイザー派遣結果報告書

- 1    派遣を受けたアドバイザーの氏名
  
- 2    派遣を受けた日時  
      令和    年    月    日 (    )    時    分    ～    時    分まで
  
- 3    派遣を受けた場所
  
- 4    依頼内容
  
- 5    担当者等
  - (1)    担当課・担当者
  
  - (2)    連絡先